

23京大施環化第74号  
令和5年12月8日

原子力規制委員会 殿

京都府京都市左京区吉田本町36番地1  
国立大学法人京都大学  
学長 湊長博

## 原子炉施設保安規定変更承認申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項及び第76条の規定に基づき、原子炉施設保安規定の変更承認を別紙のとおり申請します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：国立大学法人京都大学  
住 所：京都府京都市左京区吉田本町36番地1  
代表者の氏名：学長 湊 長博

2. 変更の内容

京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の記載を別添の「京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定 変更比較表」の変更後の欄のとおり変更する。ただし、下線は含まない。

3. 変更の理由

- (1) 令和4年4月28日付け原規規発第2204282号をもって承認された京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更（臨界実験装置の変更）の変更内容を反映させるため
- (2) 記載の適正化のため

4. 附則

この規定は、原子力規制委員会の承認日以降、学長が別に定める日から施行する。

## 京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定 変更比較表

(変更箇所は下線部)

## 第1章 総則

変更前	変更後	変更内容
第1章 総則  (趣旨) 第1条 [記載省略]  (定義) 第2条 [記載省略]	第1章 総則 [変更なし]  (趣旨) 第1条 [変更なし]  (定義) 第2条 [変更なし]	

## 第2章 組織及び職務

変更前	変更後	変更内容
<p>第2章 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [記載省略]</p> <p>(学長の職務)</p> <p>第4条 [記載省略]</p> <p>(所長の職務)</p> <p>第5条 [記載省略]</p> <p>(原子炉安全委員会)</p> <p>第6条 [記載省略]</p> <p>(検査小委員会)</p> <p>第6条の2 [記載省略]</p> <p>(CAP小委員会)</p> <p>第6条の3 [記載省略]</p> <p>(申請業務小委員会)</p> <p>第6条の4 [記載省略]</p> <p>(安全管理本部)</p> <p>第7条 [記載省略]</p>	<p>第2章 組織及び職務 [変更なし]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [変更なし]</p> <p>(学長の職務)</p> <p>第4条 [変更なし]</p> <p>(所長の職務)</p> <p>第5条 [変更なし]</p> <p>(原子炉安全委員会)</p> <p>第6条 [変更なし]</p> <p>(検査小委員会)</p> <p>第6条の2 [変更なし]</p> <p>(CAP小委員会)</p> <p>第6条の3 [変更なし]</p> <p>(申請業務小委員会)</p> <p>第6条の4 [変更なし]</p> <p>(安全管理本部)</p> <p>第7条 [変更なし]</p>	

(中央管理室)

第 8 条 [記載省略]

(核燃料管理室)

第 9 条 [記載省略]

(品質管理室)

第 10 条 [記載省略]

(原子炉主任技術者)

第 11 条 [記載省略]

(品質保証責任者)

第 12 条 [記載省略]

(内部監査責任者及び内部監査委員会)

第 13 条 [記載省略]

(部)

第 14 条 [記載省略]

(放射線障害発生の防止)

第 15 条 [記載省略]

(運転従事者等の義務)

第 16 条 [記載省略]

(中央管理室)

第 8 条 [変更なし]

(核燃料管理室)

第 9 条 [変更なし]

(品質管理室)

第 10 条 [変更なし]

(原子炉主任技術者)

第 11 条 [変更なし]

(品質保証責任者)

第 12 条 [変更なし]

(内部監査責任者及び内部監査委員会)

第 13 条 [変更なし]

(部)

第 14 条 [変更なし]

(放射線障害発生の防止)

第 15 条 [変更なし]

(運転従事者等の義務)

第 16 条 [変更なし]

(保安指示書)

第 17 条 [記載省略]

(保安指示書)

第 17 条 [変更なし]

### 第3章 研究炉の取扱い

変更前	変更後	変更内容
<p>第3章 研究炉の取扱い</p> <p>第1節 研究炉部の業務</p> <p>（研究炉部の業務分掌）</p> <p>第18条 〔記載省略〕</p> <p>（運転の当直）</p> <p>第19条 〔記載省略〕</p> <p>第2節 研究炉の運転前の処置</p> <p>（運転の計画）</p> <p>第20条 〔記載省略〕</p> <p>（運転の指令）</p> <p>第21条 〔記載省略〕</p> <p>第3節 研究炉用燃料要素等の取扱い</p> <p>（燃料要素の管理）</p> <p>第22条 〔記載省略〕</p>	<p>第3章 研究炉の取扱い〔変更なし〕</p> <p>第1節 研究炉部の業務〔変更なし〕</p> <p>（研究炉部の業務分掌）</p> <p>第18条 〔変更なし〕</p> <p>（運転の当直）</p> <p>第19条 〔変更なし〕</p> <p>第2節 研究炉の運転前の処置〔変更なし〕</p> <p>（運転の計画）</p> <p>第20条 〔変更なし〕</p> <p>（運転の指令）</p> <p>第21条 〔変更なし〕</p> <p>第3節 研究炉用燃料要素等の取扱い〔変更なし〕</p> <p>（燃料要素の管理）</p> <p>第22条 〔変更なし〕</p>	

(燃料要素の貯蔵)

第23条 [記載省略]

(燃料要素の点検)

第24条 [記載省略]

(燃料要素の研究所内における運搬)

第25条 [記載省略]

(燃料要素等の炉心配置変更計画)

第26条 [記載省略]

(燃料要素等の炉心配置変更操作)

第27条 [記載省略]

(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬)

第28条 [記載省略]

#### 第4節 研究炉の運転

(運転モードの設定)

第29条 [記載省略]

(スクラム条件の設定)

第30条 [記載省略]

(燃料要素の貯蔵)

第23条 [変更なし]

(燃料要素の点検)

第24条 [変更なし]

(燃料要素の研究所内における運搬)

第25条 [変更なし]

(燃料要素等の炉心配置変更計画)

第26条 [変更なし]

(燃料要素等の炉心配置変更操作)

第27条 [変更なし]

(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬)

第28条 [変更なし]

#### 第4節 研究炉の運転 [変更なし]

(運転モードの設定)

第29条 [変更なし]

(スクラム条件の設定)

第30条 [変更なし]



(一せい挿入条件の設定)

第31条 [記載省略]

(起動前の点検)

第32条 [記載省略]

(起動)

第33条 [記載省略]

(運転中の点検)

第34条 [記載省略]

(警報、警報に対する処置)

第35条 研究炉部長は、研究炉の警報装置が別表第6第1号から第16号及び第18号から第26号に掲げる条件で作動するように設定しなければならない。放射線管理部長は、研究炉の警報装置が同別表第17号及び第27号から第34号に掲げる条件で作動するように設定しなければならない。また、研究炉部長及び放射線管理部長は、各々が設定した警報装置の作動条件が同別表どおり設定されていることについて、研究炉主任技術者の確認を受けなければならない。

2 前項の場合において、研究炉部長及び放射線管理部長は、設定した警報装置の作動条件を、安全管理上問題の無い範囲に限り、研究炉主任技術者の承認を得て、変更することができる。

3 第1項の場合において、研究炉部長は、研究炉の運転が炉心配置変更モード又は自然循環運転モードで行われるときに限り、研究炉主任技術者の承認を得て、別表第6第3号、第4号、第7号及び第11号の条件を除外することができる。

4 第1項の場合において、研究炉部長は、実験に必要な場合において研究炉の安全運転に支障のないときに限り、研究炉主任技術者の承認を得て、別表第6第11号の条件を除外することができる。

(一せい挿入条件の設定)

第31条 [変更なし]

(起動前の点検)

第32条 [変更なし]

(起動)

第33条 [変更なし]

(運転中の点検)

第34条 [変更なし]

(警報、警報に対する処置)

第35条 研究炉部長は、研究炉の警報装置が別表第6第1号から第16号まで及び第18号から第26号までに掲げる条件で作動するように設定しなければならない。放射線管理部長は、研究炉の警報装置が同別表第17号及び第27号から第34号までに掲げる条件で作動するように設定しなければならない。また、研究炉部長及び放射線管理部長は、各々が設定した警報装置の作動条件が同別表どおり設定されていることについて、研究炉主任技術者の確認を受けなければならない。

2 前項の場合において、研究炉部長及び放射線管理部長は、設定した警報装置の作動条件を、安全管理上問題の無い範囲に限り、研究炉主任技術者の承認を得て、変更することができる。

3 第1項の場合において、研究炉部長は、研究炉の運転が炉心配置変更モード又は自然循環運転モードで行われるときに限り、研究炉主任技術者の承認を得て、別表第6第3号、第4号、第7号及び第11号の条件を除外することができる。

4 第1項の場合において、研究炉部長は、実験に必要な場合において研究炉の安全運転に支障のないときに限り、研究炉主任技術者の承認を得て、別表第6第11号の条件を除外することができる。

- ・記載の適正化（「まで」の追加）
- ・記載の適正化（「まで」の追加）
- ・記載の適正化（「まで」の追加）

5 研究炉の運転中に研究炉の警報装置が作動した場合には、当直運転主任は、次の各号に掲げる作動の場合に応じて、それぞれ当該各号に掲げる処置をしなければならない。

(1) 別表第6第1号から第33号までのいずれかに掲げる条件で作動した場合

直ちに、原因を調査して異常の回復に努めるとともに、中央管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告すること。なお、調査及び回復に当たって研究炉の保安が明らかでない場合は、研究炉の出力を低下させ又は未臨界にして作業しなければならない。

(2) 同別表第34号に掲げる条件で作動した場合

直ちに、作動の原因を調査し、必要な処置をとるとともに、中央管理室長、研究炉部長、放射線管理部長及び研究炉主任技術者に報告すること。なお、同号イからハまでのいずれかに掲げる放射性物質の1時間の平均濃度が当該イ、ロ若しくはハに掲げる値以上となったとき又はなるおそれがあるときは、直ちに、運転を停止すること。

6 前項の報告を受けた研究炉部長は、研究炉主任技術者と協議の上、必要な処置を指揮しなければならない。

(スクラムが作動したときの処置)

第36条 [記載省略]

(一せい挿入が作動したときの処置)

第37条 [記載省略]

(異常時の自主的な運転停止、異常の拡大防止)

第38条 [記載省略]

(運転の計画外停止の報告)

第39条 [記載省略]

5 研究炉の運転中に研究炉の警報装置が作動した場合には、当直運転主任は、次の各号に掲げる作動の場合に応じて、それぞれ当該各号に掲げる処置をしなければならない。

(1) 別表第6第1号から第33号までのいずれかに掲げる条件で作動した場合

直ちに、原因を調査して異常の回復に努めるとともに、中央管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告すること。なお、調査及び回復に当たって研究炉の保安が明らかでない場合は、研究炉の出力を低下させ又は未臨界にして作業しなければならない。

(2) 同別表第34号に掲げる条件で作動した場合

直ちに、作動の原因を調査し、必要な処置をとるとともに、中央管理室長、研究炉部長、放射線管理部長及び研究炉主任技術者に報告すること。なお、同号イからハまでのいずれかに掲げる放射性物質の1時間の平均濃度が当該イ、ロ若しくはハに掲げる値以上となったとき又はなるおそれがあるときは、直ちに、運転を停止すること。

6 前項の報告を受けた研究炉部長は、研究炉主任技術者と協議の上、必要な処置を指揮しなければならない。

(スクラムが作動したときの処置)

第36条 [変更なし]

(一せい挿入が作動したときの処置)

第37条 [変更なし]

(異常時の自主的な運転停止、異常の拡大防止)

第38条 [変更なし]

(運転の計画外停止の報告)

第39条 [変更なし]

(運転の再開)

第40条 [記載省略]

(運転の交替)

第41条 [記載省略]

(通常の運転停止)

第42条 [記載省略]

第5節 研究炉の運転終了及び運転終了後の処置

(運転終了時の点検)

第43条 [記載省略]

第44条 (削除)

(研究炉の巡視及び点検)

第45条 [記載省略]

第6節 研究炉の特性測定

(特性測定)

第46条 [記載省略]

(運転の再開)

第40条 [変更なし]

(運転の交替)

第41条 [変更なし]

(通常の運転停止)

第42条 [変更なし]

第5節 研究炉の運転終了及び運転終了後の処置 [変更なし]

(運転終了時の点検)

第43条 [変更なし]

第44条 (削除) [変更なし]

(研究炉の巡視及び点検)

第45条 [変更なし]

第6節 研究炉の特性測定 [変更なし]

(特性測定)

第46条 [変更なし]

第7節 研究炉の運転の訓練

(運転の訓練)

第47条 [記載省略]

第8節 研究炉の使用

(使用の許可)

第48条 [記載省略]

(実験の実施)

第49条 [記載省略]

(実験後の報告)

第50条 [記載省略]

(教育のための制御台操作等)

第50条の2 [記載省略]

(物品の持込み)

第50条の3 [記載省略]

(機器の管理)

第50条の4 [記載省略]

第7節 研究炉の運転の訓練 [変更なし]

(運転の訓練)

第47条 [変更なし]

第8節 研究炉の使用 [変更なし]

(使用の許可)

第48条 [変更なし]

(実験の実施)

第49条 [変更なし]

(実験後の報告)

第50条 [変更なし]

(教育のための制御台操作等)

第50条の2 [変更なし]

(物品の持込み)

第50条の3 [変更なし]

(機器の管理)

第50条の4 [変更なし]

(使用許可の取消し、使用の停止)

第51条 [記載省略]

第52条 (削除)

第53条 (削除)

第54条 (削除)

第55条 (削除)

第56条 (削除)

(使用許可の取消し、使用の停止)

第51条 [変更なし]

第52条 (削除) [変更なし]

第53条 (削除) [変更なし]

第54条 (削除) [変更なし]

第55条 (削除) [変更なし]

第56条 (削除) [変更なし]

## 第4章 臨界装置の取扱い

変更前	変更後	変更内容
<p>第4章 臨界装置の取扱い</p> <p>第1節 臨界装置部の業務</p> <p>（臨界装置部の業務）</p> <p>第57条 〔記載省略〕</p> <p>（運転の当直）</p> <p>第58条 〔記載省略〕</p> <p>第2節 臨界装置の運転前の処置</p> <p>（運転の計画）</p> <p>第59条 〔記載省略〕</p> <p>（運転の指令）</p> <p>第60条 〔記載省略〕</p> <p>第3節 臨界装置用燃料要素等及び燃料集合体の取扱い</p> <p>（燃料要素の管理）</p> <p>第61条 〔記載省略〕</p>	<p>第4章 臨界装置の取扱い〔変更なし〕</p> <p>第1節 臨界装置部の業務〔変更なし〕</p> <p>（臨界装置部の業務）</p> <p>第57条 〔変更なし〕</p> <p>（運転の当直）</p> <p>第58条 〔変更なし〕</p> <p>第2節 臨界装置の運転前の処置〔変更なし〕</p> <p>（運転の計画）</p> <p>第59条 〔変更なし〕</p> <p>（運転の指令）</p> <p>第60条 〔変更なし〕</p> <p>第3節 臨界装置用燃料要素等及び燃料集合体の取扱い〔変更なし〕</p> <p>（燃料要素の管理）</p> <p>第61条 〔変更なし〕</p>	

## (燃料要素及び燃料集合体の保管)

第62条 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体の保管に関し、臨界装置燃料室燃料貯蔵棚又は炉心において行わなければならない。ただし、臨界装置主任技術者が確認の上、燃料室机上を仮置き場所とすることができる。

2 臨界装置燃料室燃料貯蔵棚の専用保管庫において保管し、及び燃料室机上において仮置きする場合、固体減速架台用燃料要素は 枚、軽水減速架台用燃料要素は 枚以下とする。ただし、軽水減速架台用燃料要素のうち彎曲型燃料板については 枚以下とする。この場合、それぞれの燃料要素を混載してはならない。

3 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- (2) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。
- (3) 非選択架台炉心においては、燃料要素及び燃料集合体を移動しないこと。ただし、軽水減速架台に限り、ダンプ弁“開”の条件の下で、臨界装置主任技術者又はその指定した者の立会のもとに燃料要素及び燃料集合体を移動することができる。
- (4) いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにすること。

## (燃料要素の点検)

第63条 臨界装置部長は、次の各号に掲げる場合には、臨界装置用燃料要素の外観について点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

- (1) 燃料要素を収納しようとするとき。
- (2) 燃料室に保管中の燃料要素、1年に1回以上

## (燃料要素及び燃料集合体の保管)

第62条 臨界装置部長は、臨界装置用ウランの燃料要素の保管に関しては燃料室燃料貯蔵棚又は炉心において、トリウムの燃料要素の保管に関しては燃料室トリウム貯蔵庫又は炉心において、燃料集合体の保管に関しては炉心において行わなければならない。ただし、臨界装置主任技術者が確認の上、燃料室机上を仮置き場所とすることができる。

2 臨界装置用ウランの燃料要素を臨界装置燃料室燃料貯蔵棚のバードケージにおいて保管し、及び燃料室机上において仮置きする場合、固体減速架台用高濃縮ウランの燃料要素は 枚以下、軽水減速架台用高濃縮ウランの燃料要素は 枚以下、固体減速架台用低濃縮ウランの燃料要素は 枚以下、軽水減速架台用低濃縮ウランの燃料要素は 枚以下とする。ただし、軽水減速架台用高濃縮ウランの燃料要素のうち彎曲型燃料板については 枚以下とする。この場合、異なる種類のウランの燃料要素を混在させてはならない。

3 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- (2) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。
- (3) 非選択架台炉心においては、燃料要素及び燃料集合体を移動しないこと。ただし、軽水減速架台に限り、ダンプ弁“開”の条件の下で、臨界装置主任技術者又はその指定した者の立会のもとに燃料要素及び燃料集合体を移動することができる。
- (4) いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにすること。

## (燃料要素の点検)

第63条 臨界装置部長は、次の各号に掲げる場合には、臨界装置用燃料要素の外観について点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

- (1) 燃料要素を収納しようとするとき。
- (2) 燃料室に保管中の燃料要素、1年に1回以上

- ・トリウムの保管場所を追記
- ・記載の適正化（対象の明確化、「専用保管庫」→「バードケージ」）
- ・L E U燃料要素の保管数量制限を追記
- ・記載の適正化（対象の明確化）
- ・記載の適正化（対象の明確化）
- ・記載の適正化（「混載して」→「混在させて」、机上での仮置きのみでなく、バードケージへの収納も含む表現に変更）

(3) 燃料集合体を組み立てるとき。

2 臨界装置部長は、前項の点検の結果、異常のある場合には、直ちに中央管理室長、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者と協議の上、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。

(燃料要素の研究所内における運搬)

第64条 [記載省略]

(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬)

第65条 [記載省略]

(燃料集合体等の炉心配置変更計画)

第66条 臨界装置部長は、燃料集合体を炉心に挿入若しくは取出し、又は炉心内でその位置を変更しようとするときは、あらかじめKUCA炉心配置変更計画書を作成し、炉心特性を算定したうえで、臨界装置主任技術者の承認を受けなければならない。

2 臨界装置主任技術者は、前項の承認を与えるに当たり、過剰反応度、燃料要素等の装荷手順及び臨界点確認の時期が適切であること、その他操作手順上の安全を確認する。

3 臨界装置の運転中に、炉心についてKUCA運転計画指令書に記載された実験の範囲内での変更を必要とする場合には、当直運転主任は、臨界装置主任技術者又はその指定した者の承認を得て、これを行うことができる。

(3) 燃料集合体を組み立てるとき。

2 臨界装置部長は、前項の点検の結果、異常のある場合には、直ちに中央管理室長、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者と協議の上、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、異常のあるウランの燃料要素は密封し燃料室貯蔵棚のバードケージに、異常のあるトリウムの燃料要素は密封しトリウム貯蔵庫に保管し、これを所長に報告しなければならない。

(燃料要素の研究所内における運搬)

第64条 [変更なし]

(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬)

第65条 [変更なし]

(燃料集合体等の炉心配置変更計画)

第66条 臨界装置部長は、燃料集合体を炉心に挿入若しくは取出し、又は炉心内でその位置を変更しようとするときは、あらかじめKUCA炉心配置変更計画書を作成し、炉心特性を算定したうえで、臨界装置主任技術者の承認を受けなければならない。

2 臨界装置主任技術者は、前項の承認を与えるに当たり、過剰反応度、燃料要素等の取扱手順、燃料集合体の装荷手順及び臨界点確認の時期が適切であること、その他操作手順上の安全を確認する。

3 臨界装置の運転中に、炉心についてKUCA運転計画指令書に記載された実験の範囲内での変更を必要とする場合には、当直運転主任は、臨界装置主任技術者又はその指定した者の承認を得て、これを行うことができる。

・異常のあるウランの燃料要素はバードケージに保管し、異常のあるトリウムの燃料要素はトリウム貯蔵庫に保管することを追記

・記載の適正化（運搬容器への収納作業（第64条）に基づく計画書において、燃料要素は炉心に装荷されない。それを踏まえ、「燃料要素等の装荷手順」を「燃料要素等の取扱手順、燃料集合体の装荷手順」に変更）



(燃料集合体の組立て及び解体)

第67条 [記載省略]

(燃料集合体の挿入及び取出し)

第68条 当直運転主任は、当直運転員を指揮して、燃料集合体の臨界装置燃料室からの移動及び臨界装置燃料室への移動を行う場合は、専用運搬台車により行わなければならない。

2 専用運搬台車には、軽水減速架台用燃料集合体の場合は5体あるいは燃料要素枚を超えて、固体減速架台用燃料集合体の場合は5体あるいは燃料要素枚を超えてのせてはならない。

3 当直運転主任は、当直運転員を指揮して、燃料集合体の炉心への挿入及びその炉心からの取出しを行う場合は、KUCA炉心配置変更計画指令書に従って行わなければならない。

(燃料集合体の組立て及び解体)

第67条 [変更なし]

(燃料集合体の挿入及び取出し)

第68条 当直運転主任は、当直運転員を指揮して、燃料集合体の臨界装置燃料室からの移動及び臨界装置燃料室への移動を行う場合は、専用運搬台車により行わなければならない。

2 専用運搬台車には、固体減速架台用高濃縮ウランの燃料集合体の場合は5体あるいは高濃縮ウランの燃料要素枚を超えて、軽水減速架台用高濃縮ウランの燃料集合体の場合は5体あるいは高濃縮ウランの燃料要素枚を超えて、固体減速架台用低濃縮ウランの燃料集合体の場合は5体あるいは低濃縮ウランの燃料要素枚を超えて、軽水減速架台用低濃縮ウランの燃料集合体の場合は5体あるいは低濃縮ウランの燃料要素枚を超えてのせてはならない。

3 当直運転主任は、当直運転員を指揮して、燃料集合体の炉心への挿入及びその炉心からの取出しを行う場合は、KUCA炉心配置変更計画指令書に従って行わなければならない。その際、当直運転主任は、次の各号に掲げる事項を当直運転員に実施させることにより、燃料集合体の誤装荷を未然に防がなければならない。

- (1) 固体減速架台用燃料集合体さや管表面に燃料名称を記載する。
- (2) 固体減速架台用燃料集合体の上部キャップへのマーキングにより反射体との識別を明確にする。
- (3) 燃料集合体の装荷作業時、指令書に記載された燃料集合体配置を表示した燃料配置ボードを炉心横の足場に設置する。
- (4) 燃料集合体の装荷作業時、装荷作業を行う現場運転員と制御室運転員が連絡を取り合い、指令書と燃料集合体装荷位置の整合性を声に出して相互に確認する。
- (5) 燃料集合体の装荷作業時、他の現場運転員は、燃料配置ボードと燃料集合体装荷位置の整合性の確認を補助する。
- (6) 作業終了後、燃料集合体配置が指令書に記載されたものと一致していることを再度確認する。

・低濃縮ウランの燃料要素の数量制限の追加

・燃料集合体誤装荷の防止のため、第1号～第6号を追記

- 4 実験及び教育並びに訓練運転のため、当直運転主任又は臨界装置主任技術者が指名した者の立会指導の下に、当直運転員以外の者が燃料集合体の臨界装置燃料室からの移動及び臨界装置燃料室への移動を行うことができる。
- 5 軽水減速架台用燃料要素のうち彎曲型燃料板については燃料として炉心で用いてはならない。

#### 第4節 臨界装置の運転

(スクラム条件の設定)

第69条 [記載省略]

(一せい挿入条件の設定)

第70条 [記載省略]

(起動前の点検)

第71条 [記載省略]

(起動)

第72条 [記載省略]

(運転中の点検)

第73条 [記載省略]

- 4 実験及び教育並びに訓練運転のため、当直運転主任又は臨界装置主任技術者が指名した者の立会指導の下に、当直運転員以外の者が燃料集合体の臨界装置燃料室からの移動及び臨界装置燃料室への移動を行うことができる。
- 5 軽水減速架台用燃料要素のうち彎曲型燃料板については燃料として炉心で用いてはならない。

#### 第4節 臨界装置の運転 [変更なし]

(スクラム条件の設定)

第69条 [変更なし]

(一せい挿入条件の設定)

第70条 [変更なし]

(起動前の点検)

第71条 [変更なし]

(起動)

第72条 [変更なし]

(運転中の点検)

第73条 [変更なし]

(警報、警報に対する処置)

第74条 臨界装置部長は、臨界装置の警報装置が別表第9の第1号から第5号に掲げる条件で作動するように設定しなければならない。放射線管理部長は臨界装置の警報装置が同別表第6号から第10号に掲げる条件で作動するように設定しなければならない。また、臨界装置部長および放射線管理部長は、各々が設定した警報装置の作動条件が同別表どおり設定されていることについて、臨界装置主任技術者の確認を受けなければならない。

2 前項の場合において、臨界装置部長は、実験に必要な場合において臨界装置の安全運転に支障のないときに限り、臨界装置主任技術者の承認を得て、別表第9第1号の条件を除外することができる。

3 臨界装置の運転中に臨界装置の警報装置が作動した場合は、当直運転主任は、次の各号に掲げる作動の場合に応じて、それぞれ当該各号に掲げる処置をしなければならない。

(1) 別表第9第1号から第9号までに掲げるいずれかの条件で作動した場合

直ちに、関連する機器の状態を点検するとともに、中央管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告すること。ただし、次の場合はこの限りでない。

イ 臨界装置の炉心中性子束レベルの揺らぎが大きい場合で、瞬時的な変動のために同別表第1号が作動した場合

ロ 中性子発生装置の運転に伴い同別表第6号が作動した場合

(2) 同別表第10号に掲げる条件で作動した場合

直ちに、中央管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告するとともに原因を調査し、ノイズによる瞬間的な警報を除き、直ちに運転を停止すること。

第75条 (削除)

(スクラムが作動したときの処置)

第76条 [記載省略]

(警報、警報に対する処置)

第74条 臨界装置部長は、臨界装置の警報装置が別表第9第1号から第5号までに掲げる条件で作動するように設定しなければならない。放射線管理部長は臨界装置の警報装置が同別表第6号から第10号までに掲げる条件で作動するように設定しなければならない。また、臨界装置部長及び放射線管理部長は、各々が設定した警報装置の作動条件が同別表どおり設定されていることについて、臨界装置主任技術者の確認を受けなければならない。

2 前項の場合において、臨界装置部長は、実験に必要な場合において臨界装置の安全運転に支障のないときに限り、臨界装置主任技術者の承認を得て、別表第9第1号の条件を除外することができる。

3 臨界装置の運転中に臨界装置の警報装置が作動した場合は、当直運転主任は、次の各号に掲げる作動の場合に応じて、それぞれ当該各号に掲げる処置をしなければならない。

(1) 別表第9第1号から第9号までに掲げるいずれかの条件で作動した場合

直ちに、関連する機器の状態を点検するとともに、中央管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告すること。ただし、次の場合はこの限りでない。

イ 臨界装置の炉心中性子束レベルの揺らぎが大きい場合で、瞬時的な変動のために同別表第1号が作動した場合

ロ 中性子発生装置の運転に伴い同別表第6号が作動した場合

(2) 同別表第10号に掲げる条件で作動した場合

直ちに、中央管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告するとともに原因を調査し、ノイズによる瞬間的な警報を除き、直ちに運転を停止すること。

第75条 (削除) [変更なし]

(スクラムが作動したときの処置)

第76条 [変更なし]

- ・記載の適正化(「の」の削除、「まで」の追加)
- ・記載の適正化(「まで」の追加)
- ・記載の適正化(「および」→「及び」)

(一せい挿入が作動したときの処置)

第77条 [記載省略]

(異常時の自主的な運転停止、異常の拡大防止)

第78条 [記載省略]

(運転の計画外停止の報告)

第79条 [記載省略]

(運転の再開)

第80条 臨界装置が計画外停止した場合における臨界装置の運転の再開は、所長の承認を受けて、第59条から第74条までに定めるところに従って行わなければならない。ただし、運転停止の原因が別表第16に掲げるものであるときは、その原因が除かれ、及び臨界装置が正常に復したことについて臨界装置主任技術者が確認した場合はこの限りでない。

2 所長は、前項本文に規定する運転の再開を承認するに当たっては、臨界装置主任技術者から運転停止の原因が除かれ、及び臨界装置が正常に復したことの確認の報告を受け、中央管理室長及び関連する部長または室長から当該施設等が正常に復したことの確認の報告を受け、かつ、関係方面との協議を終えなければならない。

(運転の交替)

第81条 [記載省略]

(通常の運転停止)

第82条 [記載省略]

(一せい挿入が作動したときの処置)

第77条 [変更なし]

(異常時の自主的な運転停止、異常の拡大防止)

第78条 [変更なし]

(運転の計画外停止の報告)

第79条 [変更なし]

(運転の再開)

第80条 臨界装置が計画外停止した場合における臨界装置の運転の再開は、所長の承認を受けて、第59条から第74条までに定めるところに従って行わなければならない。ただし、運転停止の原因が別表第16に掲げるものであるときは、その原因が除かれ、及び臨界装置が正常に復したことについて臨界装置主任技術者が確認した場合はこの限りでない。

2 所長は、前項本文に規定する運転の再開を承認するに当たっては、臨界装置主任技術者から運転停止の原因が除かれ、及び臨界装置が正常に復したことの確認の報告を受け、中央管理室長及び関連する部長又は室長から当該施設等が正常に復したことの確認の報告を受け、かつ、関係方面との協議を終えなければならない。

(運転の交替)

第81条 [変更なし]

(通常の運転停止)

第82条 [変更なし]

・記載の適正化（「または」→「又は」）

第5節 臨界装置の運転終了及び運転終了後の処置

(運転終了時の点検)

第83条 [記載省略]

第84条 (削除)

(臨界装置の巡視及び点検)

第85条 [記載省略]

第6節 臨界装置の特性測定等

(機能点検)

第86条 [記載省略]

(新配置の炉心の特性測定)

第87条 [記載省略]

第7節 臨界装置の運転の訓練

(運転の訓練)

第88条 [記載省略]

第5節 臨界装置の運転終了及び運転終了後の処置 [変更なし]

(運転終了時の点検)

第83条 [変更なし]

第84条 (削除) [変更なし]

(臨界装置の巡視及び点検)

第85条 [変更なし]

第6節 臨界装置の特性測定等 [変更なし]

(機能点検)

第86条 [変更なし]

(新配置の炉心の特性測定)

第87条 [変更なし]

第7節 臨界装置の運転の訓練 [変更なし]

(運転の訓練)

第88条 [変更なし]

第8節 臨界装置の使用

(使用の許可)

第89条 [記載省略]

(実験の実施)

第90条 [記載省略]

(教育のための制御台操作等)

第91条 [記載省略]

(中性子発生装置の使用)

第92条 [記載省略]

(実験後の報告)

第93条 [記載省略]

(物品の持込み)

第93条の2 [記載省略]

(機器の管理)

第93条の3 [記載省略]

(使用許可の取消し、使用の停止)

第94条 [記載省略]

第8節 臨界装置の使用 [変更なし]

(使用の許可)

第89条 [変更なし]

(実験の実施)

第90条 [変更なし]

(教育のための制御台操作等)

第91条 [変更なし]

(中性子発生装置の使用)

第92条 [変更なし]

(実験後の報告)

第93条 [変更なし]

(物品の持込み)

第93条の2 [変更なし]

(機器の管理)

第93条の3 [変更なし]

(使用許可の取消し、使用の停止)

第94条 [変更なし]

## 第5章 放射性廃棄物の廃棄

変更前	変更後	変更内容
<p>第5章 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>(放射性廃棄物処理部の業務)</p> <p>第95条 [記載省略]</p> <p>(核燃料物質等の廃棄のための措置)</p> <p>第96条 [記載省略]</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第96条の2 [記載省略]</p> <p>(放射性廃棄物の収集)</p> <p>第97条 [記載省略]</p> <p>(放射性廃棄物の処理)</p> <p>第98条 [記載省略]</p> <p>(保管廃棄)</p> <p>第99条 [記載省略]</p> <p>(放射性廃棄物の引渡し)</p> <p>第100条 [記載省略]</p> <p>(排水)</p> <p>第101条 [記載省略]</p>	<p>第5章 放射性廃棄物の廃棄 [変更なし]</p> <p>(放射性廃棄物処理部の業務)</p> <p>第95条 [変更なし]</p> <p>(核燃料物質等の廃棄のための措置)</p> <p>第96条 [変更なし]</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第96条の2 [変更なし]</p> <p>(放射性廃棄物の収集)</p> <p>第97条 [変更なし]</p> <p>(放射性廃棄物の処理)</p> <p>第98条 [変更なし]</p> <p>(保管廃棄)</p> <p>第99条 [変更なし]</p> <p>(放射性廃棄物の引渡し)</p> <p>第100条 [変更なし]</p> <p>(排水)</p> <p>第101条 [変更なし]</p>	

(排気)

第102条 [記載省略]

(機器の管理)

第102条の2 [記載省略]

(排気)

第102条 [変更なし]

(機器の管理)

第102条の2 [変更なし]



## 第6章 放射線管理

変更前	変更後	変更内容
<p>第6章 放射線管理</p> <p>第1節 放射線管理部の業務</p> <p>（放射線管理部の業務）</p> <p>第103条 〔記載省略〕</p> <p>第2節 管理区域等の設定及び解除</p> <p>（管理区域）</p> <p>第104条 〔記載省略〕</p> <p>（一時管理区域）</p> <p>第105条 〔記載省略〕</p> <p>（管理区域の一時解除）</p> <p>第106条 〔記載省略〕</p> <p>（保全区域）</p> <p>第107条 〔記載省略〕</p> <p>（周辺監視区域）</p> <p>第108条 〔記載省略〕</p>	<p>第6章 放射線管理〔変更なし〕</p> <p>第1節 放射線管理部の業務〔変更なし〕</p> <p>（放射線管理部の業務）</p> <p>第103条 〔変更なし〕</p> <p>第2節 管理区域等の設定及び解除〔変更なし〕</p> <p>（管理区域）</p> <p>第104条 〔変更なし〕</p> <p>（一時管理区域）</p> <p>第105条 〔変更なし〕</p> <p>（管理区域の一時解除）</p> <p>第106条 〔変更なし〕</p> <p>（保全区域）</p> <p>第107条 〔変更なし〕</p> <p>（周辺監視区域）</p> <p>第108条 〔変更なし〕</p>	

第3節 管理区域への立入り等

(立入者の制限)

第109条 [記載省略]

(管理区域への立入り)

第110条 [記載省略]

(保護具の着用、放射線測定器の携行)

第111条 [記載省略]

(管理区域からの退出)

第112条 [記載省略]

(物品の持出し)

第113条 [記載省略]

(飲食等の禁止)

第114条 [記載省略]

第4節 被ばくの管理及び監視

(被ばく管理の基本方針)

第115条 [記載省略]

第3節 管理区域への立入り等 [変更なし]

(立入者の制限)

第109条 [変更なし]

(管理区域への立入り)

第110条 [変更なし]

(保護具の着用、放射線測定器の携行)

第111条 [変更なし]

(管理区域からの退出)

第112条 [変更なし]

(物品の持出し)

第113条 [変更なし]

(飲食等の禁止)

第114条 [変更なし]

第4節 被ばくの管理及び監視 [変更なし]

(被ばく管理の基本方針)

第115条 [変更なし]

(線量の管理)

第 1 1 6 条 [記載省略]

(管理区域内の線量等の監視)

第 1 1 7 条 [記載省略]

(周辺監視区域外における線量の限度等)

第 1 1 8 条 [記載省略]

(研究所周辺の環境に関する測定)

第 1 1 9 条 [記載省略]

(監視の結果の報告及び異常の場合の処置)

第 1 2 0 条 [記載省略]

(内部被ばく管理)

第 1 2 1 条 [記載省略]

(汚染の除去)

第 1 2 2 条 [記載省略]

第 5 節 放射線管理用機器の点検等

(放射線管理用機器の機能維持)

第 1 2 3 条 [記載省略]

(線量の管理)

第 1 1 6 条 [変更なし]

(管理区域内の線量等の監視)

第 1 1 7 条 [変更なし]

(周辺監視区域外における線量の限度等)

第 1 1 8 条 [変更なし]

(研究所周辺の環境に関する測定)

第 1 1 9 条 [変更なし]

(監視の結果の報告及び異常の場合の処置)

第 1 2 0 条 [変更なし]

(内部被ばく管理)

第 1 2 1 条 [変更なし]

(汚染の除去)

第 1 2 2 条 [変更なし]

第 5 節 放射線管理用機器の点検等 [変更なし]

(放射線管理用機器の機能維持)

第 1 2 3 条 [変更なし]

(巡視点検)

第124条 [記載省略]

(保護具の維持)

第125条 [記載省略]

第6節 健康診断等

(健康診断の方法)

第126条 [記載省略]

(定期健康診断)

第127条 [記載省略]

(随時健康診断)

第128条 [記載省略]

(健康診断に異常が認められた場合の処置)

第129条 [記載省略]

(巡視点検)

第124条 [変更なし]

(保護具の維持)

第125条 [変更なし]

第6節 健康診断等 [変更なし]

(健康診断の方法)

第126条 [変更なし]

(定期健康診断)

第127条 [変更なし]

(随時健康診断)

第128条 [変更なし]

(健康診断に異常が認められた場合の処置)

第129条 [変更なし]

## 第7章 教育訓練

変更前	変更後	変更内容
<p>第7章 教育訓練</p> <p>(教育訓練の実施方針)</p> <p>第130条 [記載省略]</p> <p>(放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練)</p> <p>第131条 [記載省略]</p> <p>(部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に従事する者に対する教育訓練)</p> <p>第132条 [記載省略]</p> <p>(原子炉施設使用者に対する教育訓練)</p> <p>第133条 [記載省略]</p> <p>(所員以外の者に対する教育訓練)</p> <p>第134条 [記載省略]</p> <p>(緊急時のための教育訓練)</p> <p>第135条 [記載省略]</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る教育)</p> <p>第136条 [記載省略]</p> <p>(教育訓練の免除)</p> <p>第137条 [記載省略]</p>	<p>第7章 教育訓練 [変更なし]</p> <p>(教育訓練の実施方針)</p> <p>第130条 [変更なし]</p> <p>(放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練)</p> <p>第131条 [変更なし]</p> <p>(部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に従事する者に対する教育訓練)</p> <p>第132条 [変更なし]</p> <p>(原子炉施設使用者に対する教育訓練)</p> <p>第133条 [変更なし]</p> <p>(所員以外の者に対する教育訓練)</p> <p>第134条 [変更なし]</p> <p>(緊急時のための教育訓練)</p> <p>第135条 [変更なし]</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る教育)</p> <p>第136条 [変更なし]</p> <p>(教育訓練の免除)</p> <p>第137条 [変更なし]</p>	

(教育訓練の実施記録)

第138条 [記載省略]

(教育訓練の実施記録)

第138条 [変更なし]

## 第8章 異常又は非常の場合の処置

変更前	変更後	変更内容
<p>第8章 異常又は非常の場合の処置</p> <p>第1節 緊急時の組織及び職務</p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第139条 [記載省略]</p> <p>(緊急対策本部)</p> <p>第140条 [記載省略]</p> <p>(緊急作業団)</p> <p>第141条 [記載省略]</p> <p>(緊急時の業務の優先)</p> <p>第142条 [記載省略]</p> <p>(緊急作業における放射線管理)</p> <p>第143条 [記載省略]</p> <p>第2節 原子炉施設等において事故が発生した場合にとるべき処置</p> <p>(事故の報告及び応急措置)</p> <p>第144条 [記載省略]</p>	<p>第8章 異常又は非常の場合の処置 [変更なし]</p> <p>第1節 緊急時の組織及び職務 [変更なし]</p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第139条 [変更なし]</p> <p>(緊急対策本部)</p> <p>第140条 [変更なし]</p> <p>(緊急作業団)</p> <p>第141条 [変更なし]</p> <p>(緊急時の業務の優先)</p> <p>第142条 [変更なし]</p> <p>(緊急作業における放射線管理)</p> <p>第143条 [変更なし]</p> <p>第2節 原子炉施設等において事故が発生した場合にとるべき処置 [変更なし]</p> <p>(事故の報告及び応急措置)</p> <p>第144条 [変更なし]</p>	

(事故拡大の防止)

第145条 [記載省略]

(避難の指示)

第146条 [記載省略]

第146条の2 (削除)

第3節 火災、地震等の場合にとるべき処置

(火災の場合の処置)

第147条 [記載省略]

(地震の場合の処置)

第148条 [記載省略]

(その他の天災地変等の場合の処置)

第149条 [記載省略]

第4節 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合にとるべき処置

(多量の放射性物質等を放出する事故への応急対応)

第149条の2 [記載省略]

(事故拡大の防止)

第145条 [変更なし]

(避難の指示)

第146条 [変更なし]

第146条の2 (削除) [変更なし]

第3節 火災、地震等の場合にとるべき処置 [変更なし]

(火災の場合の処置)

第147条 [変更なし]

(地震の場合の処置)

第148条 [変更なし]

(その他の天災地変等の場合の処置)

第149条 [変更なし]

第4節 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合にとるべき処置 [変更なし]

(多量の放射性物質等を放出する事故への応急対応)

第149条の2 [変更なし]



(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止)

第149条の3 [記載省略]

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止)

第149条の3 [変更なし]

## 第9章 施設管理、定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価、改造等及び保守業務

変更前	変更後	変更内容
<p>第9章 施設管理、定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価、改造等及び保守業務</p> <p>第1節 施設管理</p> <p>(施設管理方針の策定)</p> <p>第150条 [記載省略]</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第150条の2 [記載省略]</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第150条の3 [記載省略]</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第150条の4 [記載省略]</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第150条の5 [記載省略]</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第150条の6 [記載省略]</p>	<p>第9章 施設管理、定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価、改造等及び保守業務 [変更なし]</p> <p>第1節 施設管理 [変更なし]</p> <p>(施設管理方針の策定)</p> <p>第150条 [変更なし]</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第150条の2 [変更なし]</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第150条の3 [変更なし]</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第150条の4 [変更なし]</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第150条の5 [変更なし]</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第150条の6 [変更なし]</p>	

(使用前事業者検査)

第150条の7 [記載省略]

第2節 定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価

(原子炉施設の定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価の実施に係る措置)

第151条 [記載省略]

(施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画)

第152条 [記載省略]

(評価結果の報告)

第153条 [記載省略]

(保安活動に関する評価の結果の反映)

第154条 [記載省略]

(経年劣化に関する評価に伴う長期施設管理方針)

第155条 [記載省略]

(長期施設管理方針)

第155条の2 [記載省略]

(使用前事業者検査)

第150条の7 [変更なし]

第2節 定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価 [変更なし]

(原子炉施設の定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価の実施に係る措置)

第151条 [変更なし]

(施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画)

第152条 [変更なし]

(評価結果の報告)

第153条 [変更なし]

(保安活動に関する評価の結果の反映)

第154条 [変更なし]

(経年劣化に関する評価に伴う長期施設管理方針)

第155条 [変更なし]

(長期施設管理方針)

第155条の2 [変更なし]

第3節 改造等及び保守業務

(改造等の計画)

第156条 [記載省略]

(改造等の実施)

第157条 [記載省略]

(保守業務の実施)

第158条 [記載省略]

(技術情報の共有)

第158条の2 [記載省略]

第3節 改造等及び保守業務 [変更なし]

(改造等の計画)

第156条 [変更なし]

(改造等の実施)

第157条 [変更なし]

(保守業務の実施)

第158条 [変更なし]

(技術情報の共有)

第158条の2 [変更なし]

## 第10章 品質マネジメントシステム

変更前	変更後	変更内容
<p>第10章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第159条 [記載省略]</p> <p>(原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第159条の2 [記載省略]</p> <p>(原子力の安全の確保の重視)</p> <p>第159条の3 [記載省略]</p> <p>(品質方針)</p> <p>第159条の4 [記載省略]</p> <p>(品質目標)</p> <p>第159条の5 [記載省略]</p> <p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第159条の6 [記載省略]</p> <p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>第159条の7 [記載省略]</p> <p>(品質マネジメント計画書)</p> <p>第159条の8 [記載省略]</p>	<p>第10章 品質マネジメントシステム [変更なし]</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第159条 [変更なし]</p> <p>(原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第159条の2 [変更なし]</p> <p>(原子力の安全の確保の重視)</p> <p>第159条の3 [変更なし]</p> <p>(品質方針)</p> <p>第159条の4 [変更なし]</p> <p>(品質目標)</p> <p>第159条の5 [変更なし]</p> <p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第159条の6 [変更なし]</p> <p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>第159条の7 [変更なし]</p> <p>(品質マネジメント計画書)</p> <p>第159条の8 [変更なし]</p>	

<p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第160条 [記載省略]</p> <p>(検査及び試験)</p> <p>第161条 [記載省略]</p> <p>(内部監査)</p> <p>第162条 [記載省略]</p> <p>(不適合管理)</p> <p>第163条 [記載省略]</p> <p>(是正処置等)</p> <p>第163条の2 [記載省略]</p> <p>(未然防止処置)</p> <p>第164条 [記載省略]</p> <p>(品質マネジメントシステムの継続的改善)</p> <p>第165条 [記載省略]</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第166条 [記載省略]</p>	<p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第160条 [変更なし]</p> <p>(検査及び試験)</p> <p>第161条 [変更なし]</p> <p>(内部監査)</p> <p>第162条 [変更なし]</p> <p>(不適合管理)</p> <p>第163条 [変更なし]</p> <p>(是正処置等)</p> <p>第163条の2 [変更なし]</p> <p>(未然防止処置)</p> <p>第164条 [変更なし]</p> <p>(品質マネジメントシステムの継続的改善)</p> <p>第165条 [変更なし]</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第166条 [変更なし]</p>	
--	--	--

## 第 1 1 章 保守に関する記録

変更前	変更後	変更内容
<p>第 1 1 章 保守に関する記録</p> <p>(炉規則第 6 条に基づく記録)</p> <p>第 1 6 7 条 炉規則第 6 条に基づく記録に関しては、記録すべき事項、記録の名称、記録の頻度、保存期間及び保存責任者を別表第 2 5 から別表第 3 8 までに記載したように定める。</p> <p>(1) 施設管理に係る記録 (別表第 2 5)</p> <p>(2) 研究炉の運転及び点検の記録 (別表第 2 6)</p> <p>(3) 臨界装置の運転及び点検の記録 (別表第 2 7)</p> <p>(4) 核燃料物質の記録 (別表第 2 8)</p> <p>(5) 重水の記録 (別表第 2 9)</p> <p>(6) 研究炉に関する放射線管理の記録 (別表第 3 0)</p> <p>(7) 臨界装置に関する放射線管理の記録 (別表第 3 1)</p> <p>(8) (削除)</p> <p>(9) 原子炉施設における使用記録 (別表第 3 3)</p> <p>(10) 原子炉施設の事故記録 (別表第 3 4)</p> <p>(11) 気象記録 (別表第 3 5)</p> <p>(12) 教育訓練記録 (別表第 3 6)</p> <p>(13) 定期的な<u>評価の結果</u> (別表第 3 7)</p> <p>(14) 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (別表第 3 8)</p>	<p>第 1 1 章 保守に関する記録 [変更なし]</p> <p>(炉規則第 6 条に基づく記録)</p> <p>第 1 6 7 条 炉規則第 6 条に基づく記録に関しては、記録すべき事項、記録の名称、記録の頻度、保存期間及び保存責任者を別表第 2 5 から別表第 3 8 までに記載したように定める。</p> <p>(1) 施設管理に係る記録 (別表第 2 5)</p> <p>(2) 研究炉の運転及び点検の記録 (別表第 2 6)</p> <p>(3) 臨界装置の運転及び点検の記録 (別表第 2 7)</p> <p>(4) 核燃料物質の記録 (別表第 2 8)</p> <p>(5) 重水の記録 (別表第 2 9)</p> <p>(6) 研究炉に関する放射線管理の記録 (別表第 3 0)</p> <p>(7) 臨界装置に関する放射線管理の記録 (別表第 3 1)</p> <p>(8) (削除)</p> <p>(9) 原子炉施設における使用記録 (別表第 3 3)</p> <p>(10) 原子炉施設の事故記録 (別表第 3 4)</p> <p>(11) 気象記録 (別表第 3 5)</p> <p>(12) 教育訓練記録 (別表第 3 6)</p> <p>(13) 定期的な<u>評価記録</u> (別表第 3 7)</p> <p>(14) 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (別表第 3 8)</p>	<p>・記載の適正化(「評価の結果」→「評価記録」、表記の統一のため)</p>

別表

変更前		変更後		変更内容
別表第1 研究炉に関する主要な核的及び熱的制限値（第20条） [記載省略]		別表第1 研究炉に関する主要な核的及び熱的制限値（第20条） [変更なし]		
別表第2 臨界装置に関する主要な核的及び熱的制限値（第59条）		別表第2 臨界装置に関する主要な核的及び熱的制限値（第59条）		
事項	制限値等	事項	制限値等	
<u>最大過剰反応度</u>		<u>過剰反応度</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化（「最大」の削除、「以下」の追記）</li> <li>・ 過剰反応度の定義の明確化</li> </ul>
固体減速炉心 0.35 %Δk/k 軽水減速炉心 0.5 %Δk/k		固体減速炉心 0.35 %Δk/k <u>以下</u> 軽水減速炉心 0.5 %Δk/k <u>以下</u> <u>過剰反応度は、臨界状態の炉心に印加されると想定されるすべての正の反応度を加えた値</u>		
反応度制御能力		反応度制御能力		
制御棒	過剰反応度 プラス 1 %Δk/k 以上 最大の1本は、全体の 1/3 以下	制御棒	過剰反応度 プラス 1 %Δk/k 以上 最大の1本は、全体の 1/3 以下	
中心架台	1 %Δk/k 以上	中心架台	1 %Δk/k 以上	
ダンブ弁	1 %Δk/k 以上	ダンブ弁	1 %Δk/k 以上	
反応度添加率	0.02 %Δk/k/s 以下（臨界近傍において）	反応度添加率	0.02 %Δk/k/s 以下（臨界近傍において）	
減速材対燃料の割合		減速材対燃料の割合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H E U 炉心と L E U 炉心の別の明確化</li> <li>・ 記載の適正化（「235U」→「U-235」、設置申請書の記載）</li> </ul>
固体減速炉心の H/ <sup>235</sup> U（ポリエチレン減速炉心） 原子数比 4.0×10 <sup>2</sup> 以下 固体減速炉心の C/ <sup>235</sup> U（黒鉛減速炉心） 原子数比 1.6×10 <sup>4</sup> 以下 軽水減速炉心の H/ <sup>235</sup> U 原子数比 4.0×10 <sup>2</sup> 以下		<u>高濃縮ウラン炉心</u> 固体減速炉心の H/U-235（ポリエチレン減速炉心） 原子数比 4.0×10 <sup>2</sup> 以下 固体減速炉心の C/U-235（黒鉛減速炉心） 原子数比 1.6×10 <sup>4</sup> 以下 軽水減速炉心の H/U-235 原子数比 4.0×10 <sup>2</sup> 以下 <u>低濃縮ウラン炉心</u> <u>固体減速炉心の H/U-235（ポリエチレン減速炉心）</u>		



反応度温度係数	$2.0 \times 10^{-4} \Delta k/k/^\circ C$ 以下
<u>挿入物の反応度</u>	
<u>パイルオシレータ</u>	0.1 % $\Delta k/k$ 以下 (絶対値として)
熱出力	100 W
積算出力 (3 架台合計)	月間 100 Wh 以下 年間 1 kWh 以下
熱的制限値 (軽水減速炉心)	減速材及び反射材 80°C 以下
中性子発生装置の中性子発生量	
パルス状中性子発生装置	$10^{10}$ n/s 以下 (パルス運転時) $5 \times 10^{10}$ n/s 以下 (連続運転時)
中性子発生設備	$10^{11}$ n/s 以下

	<u>原子数比 <math>4.0 \times 10^2</math> 以下</u> <u>軽水減速炉心の H/U-235</u> <u>原子数比 <math>4.0 \times 10^2</math> 以下</u>
反応度温度係数	$2.0 \times 10^{-4} \Delta k/k/^\circ C$ 以下
<u>実験物及び炉心装荷物の反応度</u>	
<u>実験物 (パイルオシレータ用)</u>	0.1 % $\Delta k/k$ 以下 (絶対値として)
<u>挿入管 (低濃縮ウラン炉心用)</u>	<u>挿入管への水流入前後の反応度変化</u> <u>軽水減速炉心 0.5 %<math>\Delta k/k</math> 以下 (絶対値として)</u>
<u>照射物 (低濃縮ウラン炉心用)</u>	<u>照射物の取り付け前後の反応度変化</u> <u>固体減速炉心 0.35 %<math>\Delta k/k</math> 以下 (絶対値として)</u> <u>軽水減速炉心 0.5 %<math>\Delta k/k</math> 以下 (絶対値として)</u>
熱出力	100 W
積算出力 (3 架台合計)	月間 100 Wh 以下 年間 1 kWh 以下
熱的制限値 (軽水減速炉心)	減速材及び反射材 80°C 以下
中性子発生装置の中性子発生量	
パルス状中性子発生装置	$10^{10}$ n/s 以下 (パルス運転時) $5 \times 10^{10}$ n/s 以下 (連続運転時)
中性子発生設備	$10^{11}$ n/s 以下

- ・ 記載の適正化 (「挿入物」→「実験物及び炉心装荷物」)
- ・ 記載の適正化 (「パイルオシレータ」→「実験物 (パイルオシレータ用)」)
- ・ 挿入管の反応度制限の追記
- ・ 照射物の反応度制限の追記

別表第2の2 臨界装置に関する炉心配置その他の制限（第59条）

事項	制限値等
燃料集合体の装填位置	<u>中心架台に1体以上の燃料集合体が装填されていること。</u> <u>ただし、炉心の余剰反応度が負の場合は除く</u>
固体減速炉心の燃料集合体等の構成	燃料集合体、減速材及び反射材及びその他さや管は、さや管の上下に厚さ5cm以上の黒鉛若しくは金属が装填されていること。ただし、空さや管あるいは検出器等の挿入孔のある集合体等で設置できない場合は除く
固体減速炉心の炉心配置	炉心を囲む最低1層は黒鉛若しくは金属を装填したさや管で囲むこと。ただし、中性子発生装置のターゲット付近は除く
軽水減速炉心の炉心配置	<u>検出器を挿入するための挿入管は管の内部に水が流入した場合であっても炉心に反応度が加わらない場所に設置すること。</u>

別表第2の2 臨界装置に関する炉心配置その他の制限（第59条）

事項	制限等*
固体減速炉心の燃料集合体等の構成	燃料集合体、減速材、反射材及びその他さや管は、さや管の上下に厚さ5cm以上の黒鉛若しくは金属が装填されていること。ただし、空さや管あるいは検出器等の挿入孔のある集合体等で設置できない場合は除く。 <u>高濃縮ウランの燃料要素と低濃縮ウランの燃料要素が混在した燃料集合体を構成しないこと。</u> <u>低濃縮ウランの燃料集合体において、トリウム及び天然ウランの燃料要素を使用しないこと。</u> <u>低濃縮ウランの燃料集合体において、減速材として1/8インチ厚と1/16インチ厚のポリエチレン板のみを使用すること。</u> <u>低濃縮ウランの燃料集合体において、減速材及び反射材として黒鉛を使用しないこと。</u> <u>低濃縮ウランの燃料集合体において燃料領域を構成する場合、燃料要素1枚と11/16インチ厚ポリエチレン板の組み合わせ（H/U-235原子数比の最も大きなもの）から燃料要素2枚と1/8インチ厚ポリエチレン板の組み合わせ（H/U-235原子数比の最も小さなもの）までの範囲とすること。</u> <u>低濃縮ウランの燃料集合体において燃料領域を構成する場合、燃料要素とポリエチレン板の組み合わせを1種類のみ</u>

- ・別表第2の2を大幅に変更（「固体減速炉心の燃料集合体等の構成」、「軽水減速炉心の燃料集合体等の構成」、「固体減速炉心の炉心配置」、「軽水減速炉心の炉心配置」、「実験物（パイルオシレータ用）、挿入管、照射物」の5項目に再構成）
- ・記載の適正化（「制限値等」→「制限等」）
- ・記載の適正化（「及び」→「、」）
- ・記載の適正化（「場合は」→「場合を」、句点追加）
- ・HEUとLEUの混在禁止
- ・トリウム及び天然ウランの燃料要素の使用禁止
- ・減速材として使用するポリ板の種類の限定
- ・減速材及び反射材としての黒鉛の使用禁止
- ・燃料セルパターンの範囲限定
- ・燃料セルパターンは1種類に制限

	<p><u>とすること。</u></p> <p><u>低濃縮ウランの燃料集合体において、燃料領域の高さは、31cm以上、47cm以下の範囲とすること。ただし、過剰反応度調整のための燃料集合体は除く。</u></p> <p><u>低濃縮ウランの燃料集合体において、燃料領域の上部及び下部に25cm厚以上のポリエチレン反射材を装填すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料領域の高さの範囲限定</li> <li>・上部及び下部に25cm厚以上のポリエチレン反射材</li> </ul>
<p><u>軽水減速炉心の燃料集合体等の構成</u></p>	<p><u>高濃縮ウランの燃料要素と低濃縮ウランの燃料要素が混在した燃料集合体を構成しないこと。</u></p> <p><u>低濃縮ウランの燃料集合体において、燃料板支持フレームへの燃料要素装填ピッチは、約3mm、約3.5mm、約4.5mm及び約6mmとすること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HEUとLEUの混在禁止</li> <li>・燃料装填ピッチ制限</li> </ul>
<p><u>固体減速炉心の炉心配置</u></p>	<p><u>炉心を囲む最低1層は黒鉛若しくは金属を装填したさや管で囲むこと。ただし、中性子発生装置のターゲット付近は除く。</u></p> <p><u>中心架台に1体以上の燃料集合体が装填されていること。ただし、炉心の過剰反応度が負の場合は除く。</u></p> <p><u>高濃縮ウランの燃料集合体と低濃縮ウランの燃料集合体が混在した炉心を構築しないこと。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において、1種類のH/U-235の原子数比の燃料集合体のみを使用する単一炉心を構築すること。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において、炉心の周囲に3層以上のポリエチレン反射体を装荷すること。ただし、検出器等の挿入のためにポリエチレン反射体が装荷できない場合を除く。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において、黒鉛反射体を装荷しないこと。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において、制御棒を炉心に対して水平方向に線対称となるように配置すること。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において燃料領域の高さが30cm以下と</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（句点追加）</li> <li>・項目間の移動</li> <li>・記載の適正化（用語修正、句点追加）</li> <li>・HEUとLEUの混在禁止</li> <li>・単一炉心に限定</li> <li>・3層以上のポリエチレン反射体</li> <li>・黒鉛反射体の使用禁止</li> <li>・制御安全棒の配置位置制限</li> <li>・過剰反応度調整用燃料集合体の装荷制限</li> </ul>

	<p><u>なる燃料集合体を過剰反応度調整のために装荷する場合、2体までとすること。また、制御棒に隣接して装荷しないこと。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において炉心が正の過剰反応度を持つ場合、すべての制御棒のうち半数が上限、残り半数が下限、中心架台が下限の状態において、その炉心を構成する燃料集合体のうち任意の1体を炉心の任意の位置に追加で装荷した場合であっても未臨界状態となること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料集合体の誤装荷による設計基準事故の防止</li> </ul>
<p>軽水減速炉心の炉心配置</p>	<p><u>炉心給排水設備による反応度制御を行わないこと。</u></p> <p><u>高濃縮ウランの燃料集合体と低濃縮ウランの燃料集合体が混在した炉心を構築しないこと。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において、1種類のH/U-235の原子数比の燃料集合体のみを装荷すること。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において2分割炉心を構築する場合、燃料要素装填ピッチが約4.5mm及び約6mmの燃料集合体のみを装荷すること。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において、4列又は5列炉心とすること。ただし、約6mmの燃料要素装填ピッチの燃料集合体を使用する2分割炉心については、4列のみとすること。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において、各列の燃料要素の装荷枚数の総数の差異を2枚以内とすること。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において2分割炉心を構築する場合、燃料集合体を分割面に対して対称に装荷すること。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において2分割炉心を構築する場合、分割幅を15cm以下とすること。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において、制御棒を炉心に対して水平方向に線対称となるように配置すること。ただし、2分割炉心</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位制御の禁止</li> <li>HEUとLEUの混在禁止</li> <li>燃料集合体（燃料装填ピッチは1種類）の限定</li> <li>2分割炉心において使用する燃料集合体の制限</li> <li>炉心は4列及び5列のみ</li> <li>燃料装填ピッチが約6mmの2分割炉心では4列のみ</li> <li>各列に装填される燃料枚数の差は2枚まで</li> <li>2分割炉心は対称炉心に限定</li> <li>2分割炉心における分割幅の限定</li> <li>制御安全棒の配置は線対称または点対称位置に限定</li> </ul>

	<p><u>においては、分割面の中心点に対して点対称となるように配置してもよい。</u></p> <p><u>低濃縮ウラン炉心において、重水を反射材として使用しないこと。</u></p>
<p><u>実験物（パイルオシレータ用）、挿入管、照射物</u></p>	<p><u>実験物は、装置の中で有意に動かないように固定すること。</u></p> <p><u>実験物は、固体とし粉体や液体は用いないこと。</u></p> <p><u>挿入管は、運転中に動くことがないように固定すること。</u></p> <p><u>高濃縮ウランの軽水減速炉心において、検出器を挿入するための挿入管は管の内部に水が流入した場合であっても炉心に反応度が加わらない場所に設置すること。</u></p> <p><u>低濃縮ウランの軽水減速炉心において、挿入管が破損して内部に水が流入することを考え、水流入の前後で、過剰反応度は制限値以下となること。</u></p> <p><u>照射物は、運転中に反応度の有意な変動がないよう燃料体にテープ等で貼り付けて固定すること。</u></p> <p><u>高濃縮ウラン炉心において、照射物は使用しないこと。</u></p> <p><u>パイルオシレータの使用、照射物の移動、挿入管の破損及びそれらに起因する温度上昇に伴い添加される反応度を考慮しても、過剰反応度は制限値以下となること。</u></p>

\* 低濃縮ウランの燃料要素については、原子力規制委員会による一部使用承認又は使用前確認を受けたもののみを使用すること。

- ・ 重水反射体の使用禁止
- ・ 実験物は装置の中で固定
- ・ 実験物は固体に限定
- ・ 挿入管は固定
- ・ H E U 炉心における挿入管の設置位置制限
- ・ L E U 炉心において水流入前後で過剰反応度が制限値以下
- ・ 照射物の使用方法の明確化
- ・ H E U 炉心において照射物は使用禁止
- ・ 温度上昇を考慮しても過剰反応度が常に制限値以下
- ・ 一部使用承認又は使用前確認を受ける前の L E U は使用禁止

別表第3 研究炉燃料要素の貯蔵場所（第23条、第24条、第26条）  
[記載省略]

別表第3 研究炉燃料要素の貯蔵場所（第23条、第24条、第26条）  
[変更なし]

別表第4 研究炉のスクラム条件（第30条）

[記載省略]

別表第5 研究炉の一せい挿入条件（第31条）

[記載省略]

別表第6 研究炉の警報作動条件（第35条）

	警報作動条件	設定者
1	[記載省略]	[記載省略]
2	[記載省略]	[記載省略]
3	[記載省略]	[記載省略]
4	[記載省略]	[記載省略]
5	1次冷却水の炉心部温度 <u>または</u> 炉心出口温度が55℃以上となったとき。	研究炉部長
6	[記載省略]	[記載省略]
7	[記載省略]	[記載省略]
8	[記載省略]	[記載省略]
9	[記載省略]	[記載省略]
10	[記載省略]	[記載省略]
11	[記載省略]	[記載省略]
12	[記載省略]	[記載省略]
13	[記載省略]	[記載省略]
14	[記載省略]	[記載省略]
15	[記載省略]	[記載省略]
16	[記載省略]	[記載省略]

別表第4 研究炉のスクラム条件（第30条）

[変更なし]

別表第5 研究炉の一せい挿入条件（第31条）

[変更なし]

別表第6 研究炉の警報作動条件（第35条）

	警報作動条件	設定者
1	[変更なし]	[変更なし]
2	[変更なし]	[変更なし]
3	[変更なし]	[変更なし]
4	[変更なし]	[変更なし]
5	1次冷却水の炉心部温度 <u>又は</u> 炉心出口温度が55℃以上となったとき。	研究炉部長
6	[変更なし]	[変更なし]
7	[変更なし]	[変更なし]
8	[変更なし]	[変更なし]
9	[変更なし]	[変更なし]
10	[変更なし]	[変更なし]
11	[変更なし]	[変更なし]
12	[変更なし]	[変更なし]
13	[変更なし]	[変更なし]
14	[変更なし]	[変更なし]
15	[変更なし]	[変更なし]
16	[変更なし]	[変更なし]

・記載の適正化（「または」→「又は」）

17	[記載省略]	[記載省略]
18	[記載省略]	[記載省略]
19	[記載省略]	[記載省略]
20	[記載省略]	[記載省略]
21	[記載省略]	[記載省略]
22	[記載省略]	[記載省略]
23	[記載省略]	[記載省略]
24	[記載省略]	[記載省略]
25	[記載省略]	[記載省略]
26	[記載省略]	[記載省略]
27	[記載省略]	[記載省略]
28	[記載省略]	[記載省略]
29	[記載省略]	[記載省略]
30	[記載省略]	[記載省略]
31	[記載省略]	[記載省略]
32	[記載省略]	[記載省略]
33	[記載省略]	[記載省略]
34	[記載省略]	[記載省略]

別表第7 臨界装置のスクラム条件（第69条）

[記載省略]

17	[変更なし]	[変更なし]
18	[変更なし]	[変更なし]
19	[変更なし]	[変更なし]
20	[変更なし]	[変更なし]
21	[変更なし]	[変更なし]
22	[変更なし]	[変更なし]
23	[変更なし]	[変更なし]
24	[変更なし]	[変更なし]
25	[変更なし]	[変更なし]
26	[変更なし]	[変更なし]
27	[変更なし]	[変更なし]
28	[変更なし]	[変更なし]
29	[変更なし]	[変更なし]
30	[変更なし]	[変更なし]
31	[変更なし]	[変更なし]
32	[変更なし]	[変更なし]
33	[変更なし]	[変更なし]
34	[変更なし]	[変更なし]

別表第7 臨界装置のスクラム条件（第69条）

[変更なし]

別表第 8 臨界装置の一せい挿入条件（第 7 0 条）

[記載省略]

別表第 9 臨界装置の警報作動条件（第 7 4 条）

[記載省略]

別表第 1 0 （削除）

別表第 1 1 研究炉においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容（第 3 6 条）

[記載省略]

別表第 1 2 研究炉において一せい挿入が作動し原子炉が停止したときの確認又は点検  
内容（第 3 7 条）

[記載省略]

別表第 1 3 臨界装置においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容（第 7 6  
条）

[記載省略]

別表第 8 臨界装置の一せい挿入条件（第 7 0 条）

[変更なし]

別表第 9 臨界装置の警報作動条件（第 7 4 条）

[変更なし]

別表第 1 0 （削除）[変更なし]

別表第 1 1 研究炉においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容（第 3 6 条）

[変更なし]

別表第 1 2 研究炉において一せい挿入が作動し原子炉が停止したときの確認又は点検  
内容（第 3 7 条）

[変更なし]

別表第 1 3 臨界装置においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容（第 7 6  
条）

[変更なし]



別表第14 臨界装置において一せい挿入が作動し原子炉が停止したときの確認又は点

検内容（第77条）

[記載省略]

別表第15 研究炉に関する報告除外の事項（第39条）

[記載省略]

別表第15の2 研究炉に係る機器（第50条の4）

[記載省略]

別表第16 臨界装置に関する報告除外の事項（第79条）

[記載省略]

別表第16の2 臨界装置に係る機器（第93条の3）

[記載省略]

別表第16の3 放射性廃棄物の廃棄に係る機器（第102条の2）

[記載省略]

別表第14 臨界装置において一せい挿入が作動し原子炉が停止したときの確認又は点

検内容（第77条）

[変更なし]

別表第15 研究炉に関する報告除外の事項（第39条）

[変更なし]

別表第15の2 研究炉に係る機器（第50条の4）

[変更なし]

別表第16 臨界装置に関する報告除外の事項（第79条）

[変更なし]

別表第16の2 臨界装置に係る機器（第93条の3）

[変更なし]

別表第16の3 放射性廃棄物の廃棄に係る機器（第102条の2）

[変更なし]

別表第16の4 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定（第101条、第102条）

[記載省略]

別表第17 放射線管理用機器（第123条、第124条）

[記載省略]

別表第17の2 管理区域等における線量率等の測定（第117条、第119条）

[記載省略]

別表第18 放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練（第130条）

[記載省略]

別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練（第130条）

[記載省略]

別表第20 部員及び室員に対する教育訓練実施計画の基準（第130条）

[記載省略]

別表第16の4 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定（第101条、第102条）

[変更なし]

別表第17 放射線管理用機器（第123条、第124条）

[変更なし]

別表第17の2 管理区域等における線量率等の測定（第117条、第119条）

[変更なし]

別表第18 放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練（第130条）

[変更なし]

別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練（第130条）

[変更なし]

別表第20 部員及び室員に対する教育訓練実施計画の基準（第130条）

[変更なし]

別表第21 品質マネジメントシステムに係る教育（第130条）

[記載省略]

別表第22 （削除）

別表第23 （削除）

別表第24 （削除）

別表第24の2 長期施設管理方針（第133条の2）

[記載省略]

別表第25 施設管理に係る記録（第167条(1)）

[記載省略]

別表第26 研究炉の運転及び点検の記録（第167条(2)）

[記載省略]

別表第21 品質マネジメントシステムに係る教育（第130条）

[変更なし]

別表第22 （削除）[変更なし]

別表第23 （削除）[変更なし]

別表第24 （削除）[変更なし]

別表第24の2 長期施設管理方針（第133条の2）

[変更なし]

別表第25 施設管理に係る記録（第167条(1)）

[変更なし]

別表第26 研究炉の運転及び点検の記録（第167条(2)）

[変更なし]

別表第27 臨界装置の運転及び点検の記録（第167条(3)）

[記載省略]

別表第28 核燃料物質の記録（第167条(4)）

[記載省略]

別表第29 重水の記録（第167条(5)）

[記載省略]

別表第30 研究炉に関する放射線管理の記録（第167条(6)）

	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者
イ [記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]
ロ [記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]
ハ [記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]
ニ [記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]
ホ [記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]
ヘ [記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]
ト 放射線業務従事者の 4月1日を始期とする 1年間の線量、女子 (妊娠不能と診断 された者 <del>および</del> 妊娠 の意思のない旨を学 長に書面で申し出た	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]	[記載省略]

別表第27 臨界装置の運転及び点検の記録（第167条(3)）

[変更なし]

別表第28 核燃料物質の記録（第167条(4)）

[変更なし]

別表第29 重水の記録（第167条(5)）

[変更なし]

別表第30 研究炉に関する放射線管理の記録（第167条(6)）

	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者
イ [変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]
ロ [変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]
ハ [変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]
ニ [変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]
ホ [変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]
ヘ [変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]
ト 放射線業務従事者の 4月1日を始期とする 1年間の線量、女子 (妊娠不能と診断 された者 <del>および</del> 妊娠 の意思のない旨を学 長に書面で申し出た者	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]

・記載の適正化（「および」→「及び」）

者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び翌年1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量				
---	--	--	--	--

を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び翌年1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量				
--	--	--	--	--

別表第31 臨界装置に関する放射線管理の記録(第167条(7))

[記載省略]

別表第32 (削除)

別表第33 原子炉施設における使用記録(第167条(9))

[記載省略]

別表第31 臨界装置に関する放射線管理の記録(第167条(7))

[変更なし]

別表第32 (削除)[変更なし]

別表第33 原子炉施設における使用記録(第167条(9))

[変更なし]

別表第34 原子炉施設の事故記録（第167条(10)）

[記載省略]

別表第35 気象記録（第167条(11)）

[記載省略]

別表第36 保安教育の記録（第167条(12)）

[記載省略]

別表第37 定期的な評価の結果（第167条(13)）

[記載省略]

別表第38 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（第167条(14)）

[記載省略]

別表第34 原子炉施設の事故記録（第167条(10)）

[変更なし]

別表第35 気象記録（第167条(11)）

[変更なし]

別表第36 保安教育の記録（第167条(12)）

[変更なし]

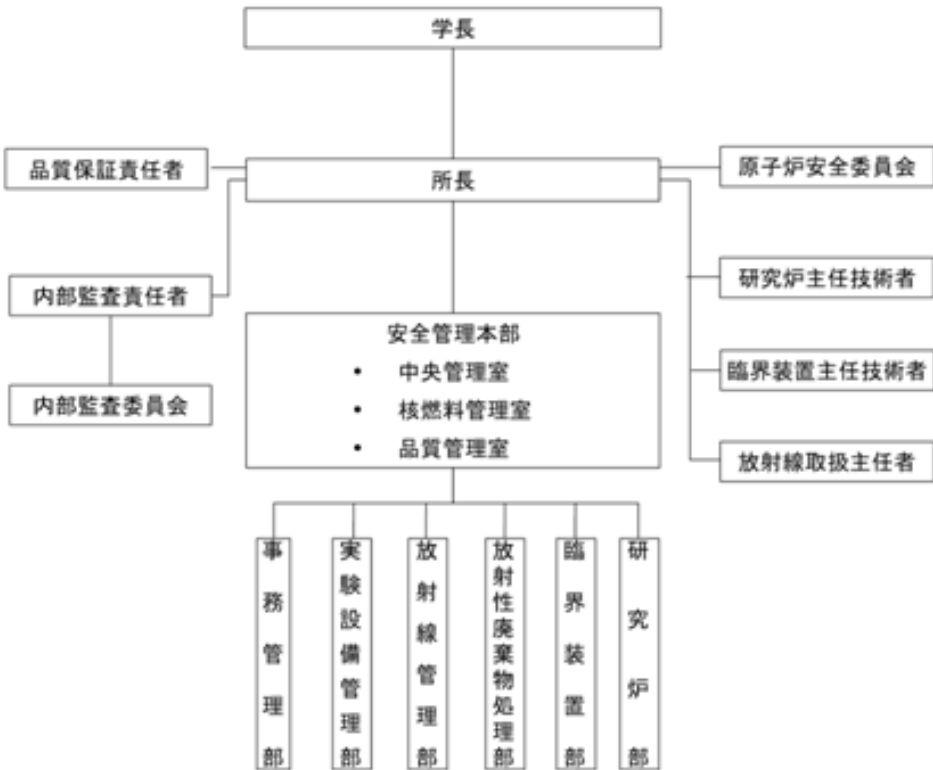
別表第37 定期的な評価記録（第167条(13)）

[変更なし]

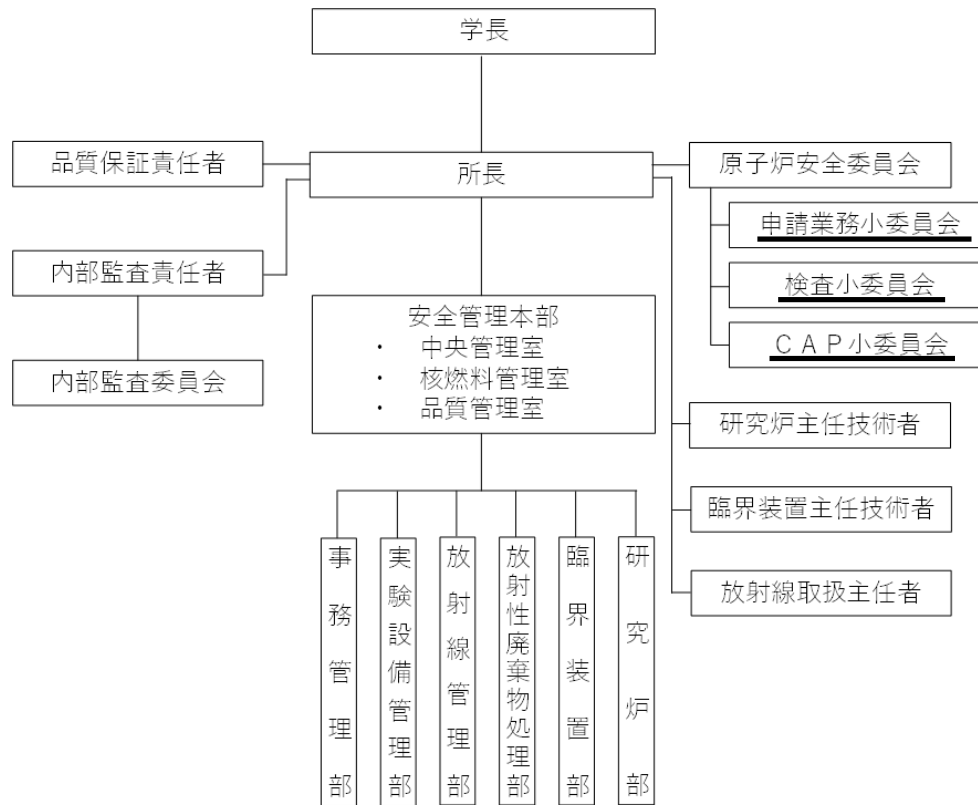
別表第38 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（第167条(14)）

[変更なし]

・記載の適正化（「評価の結果」→「評価記録」、表記の統一のため）

変更前 / 変更後	変更内容
<p style="text-align: center;">別図第1 保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織</p>  <pre> graph TD     A[学長] --- B[所長]     B --- C[品質保証責任者]     B --- D[内部監査責任者]     D --- E[内部監査委員会]     B --- F[安全管理本部]     F --- G[中央管理室]     F --- H[核燃料管理室]     F --- I[品質管理室]     B --- J[原子炉安全委員会]     B --- K[研究炉主任技術者]     B --- L[臨界装置主任技術者]     B --- M[放射線取扱主任者]     F --- N[事務管理部]     F --- O[実験設備管理部]     F --- P[放射線管理部]     F --- Q[放射性廃棄物処理部]     F --- R[臨界装置部]     F --- S[研究炉部]     </pre>	

別図第1 保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織



・記載の適正化（原子炉安全委員会の下部に3つの小委員会（申請業務小委員会、検査小委員会及びCAP小委員会）を追記）



変更前	別図第2 管理区域の位置 [記載省略]	
変更後	別図第2 管理区域の位置 [変更なし]	
変更前	別図第3 管理区域の設定範囲(その1) [記載省略]	
変更後	別図第3 管理区域の設定範囲(その1) [変更なし]	
変更前	別図第4 管理区域の設定範囲(その2) [記載省略]	
変更後	別図第4 管理区域の設定範囲(その2) [変更なし]	

変更前	別図第5 管理区域の設定範囲（その3） [記載省略]	
変更後	別図第5 管理区域の設定範囲（その3） [変更なし]	
変更前	別図第6 管理区域の設定範囲（その4） [記載省略]	
変更後	別図第6 管理区域の設定範囲（その4） [変更なし]	
変更前	別図第7 管理区域の設定範囲（その5） [記載省略]	
変更後	別図第7 管理区域の設定範囲（その5） [変更なし]	

変更前	別図第8 管理区域の設定範囲（その6） [記載省略]	
変更後	別図第8 管理区域の設定範囲（その6） [変更なし]	
変更前	別図第8-2 管理区域の設定範囲（その7） [記載省略]	
変更後	別図第8-2 管理区域の設定範囲（その7） [変更なし]	
変更前	別図第9 保全区域 [記載省略]	
変更後	別図第9 保全区域 [変更なし]	

変更前	別図第10 周辺監視区域 [記載省略]	
変更後	別図第10 周辺監視区域 [変更なし]	

以上